

卸売市場検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年6月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

卸売市場検査規程の一部を改正する訓令

卸売市場検査規程（昭和49年岩手県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第48条第1項の規定に基づき中央卸売市場の開設者及び卸売の業務を行う者に対して行う検査、法第66条第1項の規定に基づき地方卸売市場の開設者及び卸売の業務を行う者に対して行う検査並びに卸売市場条例（昭和47年岩手県条例第16号）第28条の2第1項の規定に基づきその他卸売市場の開設者及び卸売の業務を行う者に対して行う検査</u>（以下「検査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(検査の目的)</p> <p>第2条 検査は、<u>中央卸売市場、地方卸売市場及びその他卸売市場の開設者及び卸売の業務を行う者（以下「開設者等」という。）</u>に対し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び業務規程を遵守させ、その業務の処理及び財産の管理を適正ならしめることによって、卸売市場の適正かつ健全な運営を確保することを目的とする。</p> <p>(検査事項)</p> <p>第3条 検査は、<u>開設者等</u>の業務及び財産の状況並びに帳簿、書類その他の物件について行うものとする。</p> <p>(検査命令書の提示)</p> <p>第6条 検査員は、検査を行うときは、<u>開設者等</u>の役員その他の責任者に対し、検査命令書（様式）及びその身分を示す証明書を提示するものとする。</p> <p>(検査の立会い)</p> <p>第7条 検査員は、検査を行うときは、<u>開設者等</u>の役員その他の責任者の立会いを得て行うものとする。</p> <p>(私物検査の制限)</p> <p>第8条 検査員は、<u>開設者等</u>の役職員等の私物については、検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において、当該役職員等の承諾を得たときは、この限りでない。</p> <p>(開設者等に対する配慮)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）<u>第12条第2項（同法第14条において読み替えて準用する場合を含む。）</u>の規定に基づき中央卸売市場及び地方卸売市場の開設者（以下「開設者」という。）に対して行う検査（以下「検査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(検査の目的)</p> <p>第2条 検査は、<u>開設者</u>に対し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び業務規程を遵守させ、その業務の処理及び財産の管理を適正ならしめることによって、卸売市場の適正かつ健全な運営を確保することを目的とする。</p> <p>(検査事項)</p> <p>第3条 検査は、<u>開設者</u>の業務及び財産の状況並びに帳簿、書類その他の物件について行うものとする。</p> <p>(検査命令書の提示)</p> <p>第6条 検査員は、検査を行うときは、<u>開設者</u>の役員その他の責任者に対し、検査命令書（様式）及びその身分を示す証明書を提示するものとする。</p> <p>(検査の立会い)</p> <p>第7条 検査員は、検査を行うときは、<u>開設者</u>の役員その他の責任者の立会いを得て行うものとする。</p> <p>(私物検査の制限)</p> <p>第8条 検査員は、<u>開設者</u>の役職員等の私物については、検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において、当該役職員等の承諾を得たときは、この限りでない。</p> <p>(開設者に対する配慮)</p>

第9条 検査員は、検査を行うときは、能率的にこれを遂行するように努め、不当に開設者等の業務の執行に支障を及ぼすことのないように留意するとともに、開設者等に無用の負担を負わせないようにするものとする。

(講評)

第11条 検査員は、検査を終了するに際して、開設者等に対し検査によって明らかになった事項について講評を行い、開設者等がその欠陥の是正、長所の伸長を図るよう努めるものとする。この場合において、開設者等に対し、意見を述べ、又は質問をする機会を与えなければならない。

(検査終了後の措置)

第12条 [略]

2 検査の結果、整備改善を要すると認められる事項については、文書をもって開設者等に通知し、その整備改善状況又は方針について文書で回答を求めるものとする。

様式(第6条関係)

[略]

卸売市場法 第48条第1項
第66条第1項の規定に基づき、下記

卸売市場条例第28条の2第1項
の検査を行うことを命ずる。

[略]

第9条 検査員は、検査を行うときは、能率的にこれを遂行するように努め、不当に開設者の業務の執行に支障を及ぼすことのないように留意するとともに、開設者に無用の負担を負わせないようにするものとする。

(講評)

第11条 検査員は、検査を終了するに際して、開設者に対し検査によって明らかになった事項について講評を行い、開設者がその欠陥の是正、長所の伸長を図るよう努めるものとする。この場合において、開設者に対し、意見を述べ、又は質問をする機会を与えなければならない。

(検査終了後の措置)

第12条 [略]

2 検査の結果、整備改善を要すると認められる事項については、文書をもって開設者に通知し、その整備改善状況又は方針について文書で回答を求めるものとする。

様式(第6条関係)

[略]

卸売市場法第12条第2項(同法第14条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、下記の検査を行うことを命ずる。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和2年6月21日から施行する。